ろうきょう通信
― 労供労組協事務局ニュース ―

発行：労供労組協事務局
〒110-0003 台東区根岸 3-25-6 ﾀﾌﾞﾚｯﾄ根岸 2F
TEL:03-5603-7880　FAX:03-5603-7265
E-mail:mailto:roukyo@union-net.or.jp
URL:http://www.union-net.or.jp/rouk

衆議院厚生労働委員会において社民党阿部知子議員

労働者供給事業について質問

労供は労働者保護という観点ではすぐれた働き方の一つ

3 月 16 日（火）に労供労組協伊藤彰信議長、太田武二副議長および横山南人事務局長の 3 名が社民党の阿部知子議員と打合せを行いました。

昨年 3 月の雇用保険等の改正時に付帯決議の中に「雇用情勢の急激な悪化に伴い、日雇労働者の求職活動が厳しさを増していることにかんがみ、日雇労働求職者給付金の需給要件の見直しを含め制度が活用されるよう一層の周知徹底を図ること。」という文章が入っています。この日雇雇用保険に関わる件と労働者供給事業に関して、衆議院厚生労働委員会での質問内容について、打合せを行っています。

翌日、3 月 17 日（水）の衆議院厚生労働委員会での阿部議員と長妻厚生労働大臣および細川厚生労働副大臣との質疑応答の概要は以下の通りです。

阿部議員「今回の雇用保険法改正案では、これまで 6 ヶ月であつたところを 31 日以上となったが、30 日以内の者は日雇い保険でカバーされるという法の仕切りがあってのことと思う。日雇い労働者はどれくらいいると厚生労働省では把握しているのか。」

長妻厚生労働大臣「最新の数字、平成 20 年度は 108 万人であり、平成 6 年度は 120 万人であった。そして、日雇労働被保険者手帳の交付件数は、平成 20 年度においては 24,907 件で、平成 6 年度には 60,895 件だったので、かなり減っている。」

阿部議員「現在でも、100 万人以上の方が日々雇いという就労形態をとっている。日雇労働者が持つはずの白手帳の交付は 6 万から 2 万 4 千と、半分以下に減ってきている。これは、日々雇いの方々のセーフティーネットはむしろ緩んでしまっているとも考えられる。日雇保険の受給者が少ないということはどのようにお考えか。」

長妻大臣「日雇労働者の実数の減少に比べると、手帳の交付が 3 分の 1 ぐらいに減っているということで、この減った理由の実態調査を指示をしている。」

阿部議員「昨年の 3 月 18 日の衆議院厚生労働委員会では、雇用保険法の改正の採用時に、日雇雇用保険に関して附帯決議が採択された。今まで、日雇い保険の場合、2 カ月間で 26 日間の勤務日があればぱ、失業保険がおりていたが、仕事量が減って、2 カ月で 26 枚に到達しない方が出てきておるということを昨年指摘した。その指摘を委員会で受けとめてもらい、日雇い労働者給付金の受給要件の見直し含め制度が活用されるように附帯決議がついた。では、果たしてどのような見直しを考えているのか。」

長妻大臣「日雇労働者の人数に比べて、被保険有資格の手帳を交付されている方が少ないという実態と、減少幅が大きいということについて、実態を詳細に把握した上で、同時並行的に、この手帳の役割

> この国会中継のビデオは衆議院TV（http://www.shugiintv.go.jp/）に収録（下記URL）されています。
> http://www.shugiintv.go.jp/jp/wmpdyna.asx?deli_id=40256&media_type=wb&lang=j&spkid=19688&time=00:10:33.8

について広報を適切な場所でしていくということを検討したい。そして、改善すべき点があれば改善させていただく。私も野党時代に、附帯決議というのをどれだけ役所は重みを持って受けとめているのかという問題意識も持っているので、附帯決議についても対応をするという前提で行政についても指導していきたい。」

阿部議員「引き続いて、もう一問。1986 年に労働者派遣法が施行された。この派遣法は、労働者保護の観点から、業法から労働者保護にと転換していく改正が予定されている。この労働者派遣という形態が我が社会に取り入れられた裏側では、労働組合が行う労働者供給事業というものが認められている。労働者みずからが労働組合という形をもって、無料の職業紹介を行うわけで、労働者保護という観点ではすぐれた働き方の一つになるのではないかと思う。細川厚生労働副大臣に伺うが、現在、この事業の実態、事業を実施している組合はどのくらいあるのか。また、今後、厚生労働省としては、労働者保護の得点から、労働者供給事業をどのように評価し、サポートをしていくかということについてお伺いする。」

細川副大臣「平成 20 年度においては、79 の組合が許可を得ており、4 万 7 千人の労働者を年間延べ約 143 万件、労働者供給を行っている。この労働者供給事業というのは、労働者の立場に立って労働組合などが無料で労働者供給を行うものだから、推進していくべきだというような強い意見もある。昨年の労政審の答申では、日雇派遣が禁止をることになっており、派遣労働者の雇用の安定とか、あるいは企業の人材確保を支援するという意味では、必要な措置を講ずるのが適当だ、という内容になっているので、厚生労働省としても、さらに検討を進めていきたい。」

阿部委員「憲法 27 条に、労働は権利であり義務であるという一文がある。本当に働くことの権利ということが担保され、そして社会がより発展するように、これからも取組みをよろしくお願いしたい。」

関西から4組合9名、総勢16組合33名が参加、労供事業の更なる発展を展望

第27回労供労組協総会開催される

去る、3 月 12 日（金）、16 時より、タブレット根岸 5 階会議室にて労供労組協第 27 回総会が開催されました。関西から 4 組合、9 名、総勢 16 組合 33 名の参加がありました。

最初に伊藤彰信議長から「今国会で労働者派遣法が改訂されようとしているが、はたして抜本的な見直しになっているのか疑問だ。また、登録型が原則禁止になるが、常用雇用労働者の概念がどのように変わっていくのかが気にかかる。労供事業に関しては、今期は社会政策学会で報告したり、國學院大學で労供研究会が立ち上がったりした。労供事業が社会的に認知され、派遣に代わるためにどう活動していくのか、また、どのように社会的にアッピールしていくのかが課題だ。労働者供給事業法を作り、労働組合が派遣に代われるよう運動を作っていこう。」と挨拶がありました。

その後、横山南人事務局長から、2009 年度の経過として以下の報告がありました。

昨年の 3 月 19 日および 10 月 7 日の厚生労働省との懇談、今年、2 月 12 日の日雇い雇用保険受給資格の緊急緩和措置や労働者供給事業者による労働者供給事業報告の集計結果公表などを厚生労働省への要請しました。

企業組合スタッフフォーラムでの供給･派遣における労働者派遣事業の運営状況については､一昨年、秋以降の景気の後退により、上半期の中心となる予定だった製造・倉庫業への派遣が 4 分の 1 にまで落ち込み、事業計画の見直しをする事態にまで至りました。また、活発な営業活動により派遣先企業を開拓するものの、開拓先企業の労働組合アレルギーにより直前に破断になるケースが多々ありました。このような状況で、売上も事業計画の 1 億 9,200 万円には及ばず、1 億 1,400 万円でした。

各組合における労供事業報告ではどの組合も現在の不景気を反映して厳しい事業運営状況が報告されました。しかし､そういう状況の中でも､新たな供給先を確保し、供給を広げるとの話しも聞かれました。

2009 年度に新たな仲間として、全自交労連（全国自動車交通労働組合連合会）を迎え、全国の労供事業所 79 事業所の内、44 事業所が労供労組協の加盟事業所となっています。

2010 年度方針では「供給・派遣」における事業体として、今国会で成立する見通しのある労働者協同組合の活用の検討と、國學院大学経済学部の労供研究会において共同で研究を進めることを新たに掲げました。

2010 年度活動方針

1.主な活動課題

(1)労働者の権利の維持・拡大

(2)「供給・派遣」などによる労働者事業体の強化・発展

(3)労供事業を行っている、あるいは、行おうとする労働組合との関係を維持し、労供労組協への参加を呼びかける。

(4)労働者派遣法が規制強化される中で、労働組合関係団体に労供事業を働きかける。

2.他団体、行政との協力

(1)國學院大学経済学部の労供研究会に参加し、共同で研究を進める。

(2)新しい公共である労働者協同組合と連携して運動を進める。

(3)NPO 派遣労働ネットワークなど、非正規労働者に関する運動体などと連携して運動を進める。

(4)行政に関与する労働者派遣事業適正運営協力員、しごと情報ネット運営協議会委員などに引き続き参加する。

3.労供事業の深化と豊富化に向けて

(1)労供事業の事業主性を追究し、労供組合を社会労働保険の適用事業者とするようにする。

(2)労働者が労働市場の支配力を高めるために、労供事業とともに職業教育、共済活動、統一的な労働条件形成、労働相談の機能向上を追究する。

4.運営

(1)事務局ニュース「ろうきょう通信」を発行する。

(2)機関紙「ろうきょう」を発行する。

(3)総会を年１回、幹事会を年３回開催し、４役会議は随時開催する。

(4)秋季学習会を開催し、雇用システムの活性化、労供事業のあり方を学習する。

(5)会費は現状どおりとし、必要な財政措置はその都度幹事会に諮る。